# 7　遺留分制度の見直し

弁護士　野々山 宏

**Q7－1　遺留分とは**

**私の両親は私が子どもの頃に離婚して、私は母親と暮らしてきました。父親は再婚して、再婚相手との間に2人の子どもがいます。先日、父親が亡くなり、49日の法要の後で、父親と再婚した女性から、この女性に全部の財産を相続させるという父親の遺言書を見せられました。私は、父親の財産を何も相続できないのでしょうか。**

**A7－1**

**相続できます。あなたには、相続財産の中で一定の割合で相続人に留保されている、「遺留分」が認められています。たとえ遺言では何ももらえない記載となっていても、本件では、父親の遺産のうち、子としての相続分6分の1の2分の1である12分の1の遺留分が認められます（旧法1028条、新法1042条）。遺言の内容が遺留分を侵害している場合には、侵害された遺留分額を請求することができます。具体的な遺留分侵害額はQ3、Q4で記載したように、民法で規定された計算方法で算定されます。**

**解説**

遺留分制度は、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護の調和を図った制度である。本来被相続人は自己の財産を遺贈や贈与などによって自由に処分することができるはずであるが、他方で、相続においては遺族の生活保障や遺産形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算の要請があることから、遺留分制度によって、相続財産の中で、法律上その取得が一定の相続人に留保され、被相続人の自由な処分に制限を加えている（旧法1028条から1044条）。被相続人が、遺留分以上に贈与や遺言による遺贈を行ったときには、遺留分を侵害された相続人は受遺者や受贈者に対して、遺留分減殺請求権を行使することができる（旧法1031条）。

遺留分の割合は、直系尊属のみが相続人である場合は本来の法定相続分の3分の1、それ以外の場合には本来の法定相続分の2分の1が遺留分割合となる。本問の場合には、相続人は妻と子3人であるので、法定相続分6分の1×遺留分率2分の1＝12分の1が質問者の遺留分割合となる。なお、兄弟姉妹は相続人となっても遺留分はない（旧法1028条）。

遺留分について相続法改正がされ、施行日である2019年7月1日以後の相続から適用される。新法でも遺留分制度は維持されているが（新法1042条から1049条）、旧法の遺留分制度には、被相続人の家業継続の意図が実現できない、金銭的な解決が原則になっておらず遺留分権利者の生活保障とならない、遺留分の計算方法が明確ではないなどの課題があった。今回の相続法改正によって遺留分請求権の法的性質を変更させる（Q2参照）、遺留分の算定方法を明確にする（Q3、Q4 参照）、遺留分の法的性質を変更させることによる特別措置（Q5参照）などの改正が行われた。

**Q7－2　遺留分に基づく請求権**

**Q7－1のケースで、父親の遺産は自宅不動産（評価額6000万円）だけであると聞いています。私の遺留分はどのような権利となるのでしょうか。**

**A7－2**

**遺留分の不足分（遺留分侵害額）の金銭を請求することになります。旧法では、それぞれの財産ごとに遺留分割合の権利があり、共有になるとされていましたが、今回の相続法改正によって、遺留分は金銭で評価し、遺留分の不足分（遺留分侵害額）を金銭に評価・算定して、「遺留分侵害額請求権」という金銭債権として請求する権利となりました（新法1046条1項）。具体的な金銭の計算方法はQ3、Q4を参照してください。**

**解説**

旧法では、遺留分減殺請求の効果は物権的に生じると解釈されている。すなわち、遺留分権利者の遺留分減殺請求により、遺贈または贈与は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者または受贈者が取得した権利はその限度で当然に遺留分減殺請求をした遺留分権利者に帰属する（最判昭和51年8月30日民集30巻7号768頁）。その結果、遺留分減殺の対象となった遺贈や贈与の目的物は受遺者・受贈者と減殺請求者の共有関係となる。

ところが、当然に相続財産が共有関係になることは、複雑な権利関係が生じるとともに、共有関係の解消が新たな紛争となって、遺留分減殺請求権の行使によって相続財産に対する権利を得たとしても、最終的な解決にはならない。また、被相続人が特定の相続人に家業を継がせることを目的に、株式や店舗、商品等の事業用財産を遺言で遺贈しても、遺留分減殺請求に

より事業用財産が当然に他の相続人との共有になる結果、必要な事業用財産の処分や相続不動産の担保提供が遺贈された相続人だけではできなくなり、事業運営が円滑に行えなくなる場合がある。そのために、事業承継そのものができなかったり、事業承継後の経営が円滑に行えない事案も生じている。また、遺留分権利者にとっても、相続財産を生活保障の当てにしている場合であっても、不動産等の共有持分権を取得してもただちに遺留分権利者の生活保障とはならない場合も多く、むしろ遺留分減殺請求によって金銭を取得できる方が生活保障に資することになる。

旧法制度には、このような問題点があるうえに、遺留分制度の趣旨は遺留分権利者の生活保障や遺産の形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算にあるが、この目的を達するためには必ずしも物権的効果を認める必要はなく、むしろ金銭的に解決した方が生活保障や清算の目的に資すると考えられる。

そこで、新法は遺留分減殺請求権の物権的効果を廃して、遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化した。旧法1031条を全面的に見直し、新法1046条において、遺留分権利者及びその承継人は「遺留分侵害額請求権」という金銭債権を行使できることとした。「遺留分侵害額請求権」は、旧法の遺留分減殺請求権と同様に形成権であることを前提に、その権利行使により遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生することになった。これにより、遺留分義務者は金銭を遺留分権利者に支払えばよくなり、遺贈や贈与の目的財産が複雑な共有関係に陥ることなく、そのまま受遺者･受贈者に与えたいという被相続人の意思も尊重されることになる。

### Q7－3　生前贈与があったときの遺留分侵害額の算定

**Q7－1のケースで、私は父親から15年ほど前に学資や生活資金として500万円の贈与を受け援助してもらいました。また、再婚した後の2人の子どもはそれぞれ2年前と3年前に自宅の購入資金として1000万円と500万円の贈与を受けています。このような贈与は遺留分の算定に影響するのでしょうか。**

### A7－3

**贈与については、具体的な遺留分侵害額を算出する際の、遺留分の基礎となる相続財産の価額の算定や、遺留分額から引かれる特別受益として影響する場合があります。**

**旧法では、遺留分の基礎となる相続財産の価額の算定においては、「相続人」に対する生前贈与は時期の制限がありませんでしたが、新法1044条3項によって、特別受益にあたる贈与につき相続開始前の10年間にされたものに限定されました。**

**解説**

旧法では、遺留分算定の基礎となる相続財産の価額の算定では、相続人に対する生前贈与で特別受益にあたるものは特段の事情が無い限り1年前であるかどうか、害意があるかどうかを問わず時的制限なく算入を認めていた（最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁）。そのため、相続人それぞれに関して立証が困難な極めて古い贈与の有無や価額が争われ、紛争の長期化の原因の一つとなっていた。そこで、旧法1030条の考え方は維持しながら、相続人に対する特別受益に該当する贈与については、相続開始前の10年間にされたものに限定して、その価額を遺留分算定の基礎となる相続財産の価額に含めることとした。

相続人以外の者に対する贈与は、相続開始前の1年間にされたものを原則とした（新法1044条1項）。

当事者双方が遺留分を侵害することを知って贈与した場合には、相続人及び相続人以外も例外となる（新法1044条1項2文、同条3項）。

そして、そのような特則のない、遺留分権利者に対する民法903条1項に規定する特別受益となる贈与については、新法1043条1項に基づいて旧法と変わらず遺留分額から控除されることになる。

上記の場合、質問者の15年前の贈与500万円は遺留分算定の基礎となる相続財産の価額に算入されないが、再婚相手の子らへの贈与合計1500万円は相続開始から10年以内の特別受益であるため遺留分算定の基礎となる相続財産の価額に算入されることになる。また、遺留分権利者である質問者への500万円の贈与は特別受益にあたるので、遺留分額から控除されることになる。

### Q7－4　遺留分侵害額の算定方法

**遺留分の割合だけでは請求できる遺留分侵害額は決まらないと聞いています。新法では、遺留分侵害額の算定方法はどのように定められているのでしょうか。また、Q7－1からQ7－3の私のケースでは具体的な遺留分侵害額はいくらになるのでしょうか。**

### A7－4

**実際の遺留分侵害額の算定は、遺産や遺留分割合から算出された額だけでなく、何らかの遺産相続をして**

**いるか、生前贈与や遺贈の有無、債務の状況などによって具体的に算定されます。新法1046条2項で金銭請求できる遺留分侵害額の算定方法を明文化しています。**

**それによれば、あなたの遺留分侵害額は125万円となります。**

**解説**

遺留分侵害額の算定方法を明文化した新法1046条2項条文を算定式にすると以下のようになる。

①遺留分額＝遺留分算定の基礎となる相続財産の価額）×（遺留分率）×（遺留分権利者の法定相続分）

②遺留分侵害額＝（遺留分額）－（遺留分権利者が受けた遺贈または特別受益）－（遺産分割の対象財産がある場合には具体的相続分に応じて取得すべき、寄与分による修正は考慮しない遺産の価額）＋（遺留分権利者が承継する相続債務の額）

これを上記のケースに当てはめると、

①遺留分額＝（遺留分算定の基礎となる相続財産の価額　6000万円＋1000万円＋500万円）×（遺留分率　2分の1）×（遺留分権利者の法定相続分　6分の1）＝625万円

②遺留分侵害額＝（遺留分額　625万円）－（遺留分権利者が受けた遺贈または特別受益　500万円）－（遺産分割の対象財産がある場合には具体的相続分に応じて取得すべき寄与分による修正は考慮しない遺産の価額0円）＋（遺留分権利者が承継する相続債務の額　0円）＝125万円

質問者は、この125万円を、被相続人の再婚相手に遺留分侵害額請求権として支払いを求めていくこととなる。

受遺者または受贈者の遺留分侵害額を支払う負担の順位については、新法1047条で具体的に規定された。いずれも、遺贈または贈与を受けた額の限度で遺留分侵害額を支払うことになる。受遺者と受贈者とがあるときは、先に受遺者が負担する（新法1047条1項1号）。なお、受遺者が複数あるとき、または受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、その目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思にしたがう（新法1047条1項2号）。受贈者が異なる時期に複数あるときには、後の贈与の受贈者から順次前の贈与の受贈者が負担する（新法1047条1項3号）。受遺者または受贈者が無資力の場合の負担は遺留分権利者が負う（新法1047条4項）。

このケースでは受遺者である被相続人の再婚相手が負担することとなる。

**Q7－5　遺産に金銭や預金がない場合の特別措置**

**私は、夫の前妻の子から遺留分侵害額請求を受けた相続人です。遺産は夫と2人で暮らしてきた自宅不動産だけです。遺留分侵害額を金銭で払えといわれても現金がありません。遺留分侵害額はすぐに払わなくてはならないのでしょうか。**

**A7－5**

**支払期限の猶予を求めることができます。本来、具体的な遺留分侵害額の金額が請求されたら、ただちに支払う必要があります。しかし、遺産の多くが不動産や株式などですぐに現金化できない場合には払うことができないので、裁判所に請求して、相当と考えられる猶予期限を許与してもらうことができます。**

**解説**

遺留分侵害額請求権は金銭債権であり、遺留分侵害額請求に基づく金銭債権の支払期限は具体的金額が算定されて請求されたら、ただちに到来するので、金銭が準備できない場合には、受遺者･受贈者は遅延損害金の支払いや強制執行を受けるなどの不利益を被ることになる。しかしながら、相続財産においては必ずしも現金や預金が多くなく、ほとんどが不動産や事業承継した株式である場合など、遺留分侵害額請求を受けた受遺者･受贈者がただちにその額に見合う現金を準備できないことが十分に予想される。そこで、新法1047条5項を設け、受遺者･受贈者の請求により、裁判所は、負担する金銭債務の全部または一部の支払につき、相当の期限を許与することができるという、遺留分侵害額請求を受けた受遺者･受贈者に対する金銭支払期限の許与制度を創設した。